

第 164 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 8 年 5 月 27 日（水）14:00～16:21

■場 所：共用第 4 特別会議室（Web 会議システム併用）

■出席者（敬称略）

＜消費者安全調査委員会＞

委員長：中川丈久

委員：宗林さおり、岡田就将、郷野智砂子、菅谷朋子、水流聡子、宮崎祐介

専門委員：元治恵子、小坂潤子、持丸正明

＜消費者庁＞

田中審議官、爲藤消費者安全課長、田中事故調査室長、事故調査室員

＜経済産業省＞

商務・サービスグループ文化創造産業課デザイン政策室

＜国土交通省＞

都市局公園緑地・景観課、住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）、

住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室

＜こども家庭庁＞

成育局安全対策課

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング
3. 個別事案について
 - （1）選定事案
 - （2）申出事案
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会

2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング

○中川委員長 では、本日の議題に入ります。最初は「木造立体迷路における事故」のフォローアップについて、経済産業省及び国土交通省に御参加をいただき、意見交換を行います。

消費者安全調査委員会は「木造立体迷路における事故」に係る事故等原因調査を行い、令和 6 年 11 月 27 日に経済産業大臣及び国土交通大臣に対して意見を述べました。意見の取組状況について、関係省庁から御説明をいただきます。

本日は、経済産業省より商務・サービスグループ文化創造産業課デザイン政策室長、国土交通省より都市局公園緑地・景観課長にお越しをいただいております。本日は、お忙し

いところ御出席いただきましてありがとうございます。

では、まず事務局から事案の説明をよろしくお願いいたします。

○担当補佐 事務局です。

本事案は、木造立体迷路と呼ばれる遊園地に設置された木造の遊戯施設の床の一部が抜け落ち、利用者が転落し、骨折等の被害を負ったという事案です。

事故の直接の原因は、床を支えていた木の梁が腐っていたというものですが、事故が発生した施設のような木造の構造物に存在する危険や対策が十分に知られておらず、整理もされておりました。

そこで、経済産業大臣に対し、安全基準の策定等を、緊急的な対策として経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、専門家による調査等を意見したという事案です。

事案の説明は、以上になります。

○中川委員長 それでは、経済産業省の御担当者より意見に対する御省の取組状況の御説明をよろしくお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省の取組状況を報告いたします。

まず、令和6年11月の消費者安全調査委員会の意見を受けまして、当時把握をしていました国内の立体迷路設置事業者ですとか、東日本及び西日本の遊園地協会に対しまして、お手元の資料2、37ページ目でございますけれども、事務連絡文書で専門家による調査等を要請いたしました。

この要請を受けた事業者からは、経済産業省への問合せをいただきましたし、また通知に記載の専門家への相談も各地からされたと認識してございます。

続いて、令和7年度には安全ガイドライン作成のための調査事業及び有識者検討会を開催いたしまして、木造立体迷路に関する安全基準ガイドラインを作成いたしました。資料1の3ページ目以降になる部分でございます。

ガイドラインでは、事業者間の情報共有、木造立体迷路の設計・設置、遊具の選定、安全管理体制の整備、緊急時の対応ですとか再発防止策についてまとめてございまして、令和8年4月に経済産業省のホームページに掲載いたしました。

また、経済産業省のホームページには掲載だけではなくて、木造立体迷路を設置しています全国の遊園地事業者等に対しまして個別に連絡、通知を行いまして周知を図りました。

また、立体迷路は建築確認等が不要なのですけれども、それを知らない事業者が新たに木造立体迷路設置について相談に来た場合などに備えまして、ガイドラインの存在を教示できますように国土交通省及び消防庁には関係する地方公共団体及び消防機関への周知を依頼いたしまして対応いただいたというところでございます。

引き続き、ガイドラインの周知徹底を通じて、事業者の安全管理の取組を後押ししてまいります。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして国土交通省の御担当者様より意見に関する御省の取組状況の御説明をお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省でございます。公園緑地・景観課長の片山と申します。よろし

くお願いいたします。

私どもは国土交通大臣へいただきました御意見を踏まえまして、資料の3の最後についているペーパーでございますが、令和6年11月28日付で全国の都道府県及び政令指定都市の都市公園担当課長宛てに、所管する都市公園における類似施設が設置されている場合には専門家による調査等を実施いただくよう要請しております。

併せて、都道府県において管内市町村への周知をいただくよう求めています。

また、今年度でございますが、経済産業省から木造立体迷路に関する安全基準ガイドラインが作成、公表され、その周知依頼があったことを踏まえまして、資料にはつけていなくて大変申し訳ないのですが、令和6年の通知と同様に、全国の都道府県等の都市公園担当課長宛てに当該ガイドラインの周知啓発、それから管内市町村への周知を要請してございます。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、委員から御質問、御指摘等をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 宮崎です。

安全基準の策定等、どうもありがとうございます。1点、緊急的対策について、専門家による調査等を要請したということで、両省ですね。経済産業省、国土交通省、共に要請されていると思うのですけれども、こちらは実際に調査した結果等、そういったところはいかがでしたでしょうか。

○経済産業省 今回の通知を受けましては、調査を行い、対策を行うということを求めています、個別に経済産業省には逐次御報告を受けているというところではございませんけれども、事業者からは対応を行い、注意喚起をいただいたこともあって対応を進めている、というようなことを聞いてございます。

○国土交通省 国土交通省でございます。

まず、全国で都市公園における類似の施設がどれくらいあるかといいますと、報告を求めたところ、令和8年現時点、全国で7か所ございます。それで、いずれも専門家による調査を実施したという回答を受けております。

私ども、先生方においては御記憶の方もいらっしゃると思いますが、二十数年前に全国の都市公園で遊具による死亡事故等があって、それ以来、国のほうで安全確保に関する指針、それから公園施設業協会という関係の法人で安全に関する基準等を必要に応じて改定してきておりまして、点検というのは年1回行うようにしております。その中で今回の類似の遊具についても点検しておりますので、遊具に関しては万全の対策を取っているというふうに認識しております。

○宮崎委員 ありがとうございます。

民間事業者のほうの現状といったところも、その基準の策定と遵守といったところはしていると思うのですが、現状についても改めて御確認いただけるとありがたく思います。

○中川委員長 では、宗林委員、お願いします。

○宗林委員 まず、ガイドラインなども細かく作っていただきまして、また緊急的な措置

なども定めていただきまして本当にどうもありがとうございました。両省の方々にお礼を申し上げます。

その中で、私もとにかく木造立体迷路ということで多層構造の天井がないものというような定義の中でやられたものになっておりまして、ですけれども腐朽というところを見つけてというだけではなくて、例えば水が入ったらコンセントは火が出ないように外に出すとか、いろいろなことも配慮されて書かれているので大変ありがたいと思います。

その上でちょっと質問なのですけれども、この管理とか定期点検のところで、腐朽を見つけるということを年に2回というような書き方がされておりますが、腐朽を見つけるということが主でしょうか。それとも、それ以外に今までも何かチェックポイントがあったのであれば教えていただきたいということが1点です。

それから、今は複層の天井がない立体迷路に対して私たちも御意見を申し上げましたし、それに対してのお答えもあったのですが、これが例えば野外の木を使ったほかの遊具にも発展して、それにも役立つようなものというのは果たしてあるのか。野外の木造のものというのは結構あるかと思いますが、そういったものにも影響するところがあるのかなということが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○経済産業省 ありがとうございます。

まず、本件は事業者による点検というものを求める一方で、日々の管理運営者の点検というものを求めているところございまして、その日々の管理を求める方にとって腐朽のサイン、通し番号でいうと27ページ目以降に幾つかの写真を載せてございますけれども、このようにいろいろな方にとって分かりやすい目につくところを例示してございます。

一方で、腐朽が全てではございません。これはあくまでもサインであるということはこのガイドラインに示してございまして、腐朽を見つけた上でこういった腐朽に対してさらに詳細な調査を行うということがこのガイドラインの肝だと思ってございまして、そのようにして安全性を確保していると考えているところでございます。

複層構造の関係でございますけれども、こちらは複層構造以上ということで、地震対応とか、比較的ある意味厳しい基準になっているかと思ってございまして、単層構造の木造についても同様の基準は考えていただくと、より安全性は、つまり複層以上に使われる厳しい基準でございますので、この基準を使っていただくと単層構造にとっても安全性は高まるという傾向になっていくかと思ってございます。

○宗林委員 単層構造のことというよりは全く違う遊具、例えばみんなが登って遊ぶような木製のものだったり、それから木の渡るような、橋になっているようなものとか、そういったものとはまた全然違うものというふうに考えればよろしいですか。あるいは、それもこれと関連して腐朽とかいろいろなところを点検していかなくちゃいけないなということに結びつく可能性があるかどうかを少し伺いたいと思いました。

○経済産業省 ありがとうございます。

その観点で言うと、例えば15ページ目のところに書いていますような接合金物とかという部分はある意味、汎用的なものでございまして、こういった構造以外の遊具におきましても同様の強度を求めるところには同様の金物が使われてございますし、木材自身の水分

に対する気をつけなければいけない点とか、その辺りは共通する部分でございますので、こちらを援用いただくことは十分可能かと思っております。

○宗林委員 ありがとうございます。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

水流委員、お願いいたします。

○水流委員 ありがとうございます。水流です。

国土交通省様、それから経済産業省様、いろいろとやっていただき、本当にありがとうございます。ガイドラインができたことで基準ができたということで、ある一定のラインをもって監視ができるということになりました。

この後、全ての事業者さんというか、建物に対して網をかけてくださったようなのですが、この一つ一つの建物に対する今後の監視体制ですね。それがどうなっているのかということと、それから新しく建築するといったような事業者が出たときにどういう対応をされているのか。具体的に少し教えていただけないでしょうか。

○経済産業省 今後でございますけれども、今回ガイドラインを作りまして周知をしているところでございますが、フォローアップ調査を行うということを考えてございまして、このガイドラインの適合状況、それを踏まえた事業者の対応状況といったようなところで確認を進めてまいりたいと思っております。それを踏まえて、さらなる周知なのか、その周知の方法の仕方なのかといったことも含めて考えてまいりたいと思っております。

新たな事業者につきましては、木造立体迷路につきまして新規のものというのが相当減っているといえますか、増加が見込めない状況ではございますけれども、そういった情報を入手してしっかりとガイドラインが使われますように周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

○水流委員 ありがとうございます。

私たちもかなり危険な建物というか、物だなということで、存在していることが本当にいいのだろうかと思うようなところがございましたが、新しい物件が減っているというところはやはりガイドラインを作られた効果だと思われるんです。

それで、問題は残っているものなので、残っているものに対しても継続的に毎年チェックをしていただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、今のやり取りの中にもありましたけれども、今回ガイドラインを作っていたいて、そして周知をしていただいた。その結果として、立体迷路という我々が想定していたような施設が今どうなっているかというのはまだ現状では全部は把握できていないということですね。まだ半年もたっていないためでしょうか。

○経済産業省 主な事業所、事業者は把握できてございますが、その対応状況等につきましてはこれからフォローアップ、把握してまいります。

○中川委員長 そういうことですね。

それで、国土交通省様のほうは都市公園についてもう把握済みということですね。

○国土交通省 そうです。先ほど申しましたように箇所数が少ないので。

○中川委員長 了解しました。

そうすると、先ほど宮崎委員からも御発言がありましたが、経済産業省様におかれましてはその結果ですね。フォローアップと先ほどおっしゃいましたけれども、こういった施設が現状何個残っていて、残っているものについてはガイドラインに照らして大丈夫だと判断した結果だろうと思いますけれども、そういった形で、ガイドラインを通知した結果、何が起きているかということについて適宜こちらにお知らせいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。

○中川委員長 宮崎委員、先ほどおっしゃったのはそういう趣旨でよろしいですか。

○宮崎委員 はい。

○中川委員長 ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ヒアリングは以上としたいと思います。当方の結論は先ほど申し上げましたけれども、後日お知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日は、御出席をいただきましてどうもありがとうございました。

(国土交通省都市局退室、国土交通省住宅局及びこども家庭庁成育局入室)

○中川委員長 では、次に「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故」のフォローアップの議事に入ります。

ここからは、国土交通省、経済産業省及びこども家庭庁に御参加をいただき、意見交換を行います。

消費者安全調査委員会は、「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故」に係る事故等原因調査を行い、令和7年6月24日に国土交通大臣、経済産業大臣及びこども家庭庁長官に対して意見を述べました。意見の取組状況について、本日は関係省庁から御説明をいただきます。

本日は、国土交通省より住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）、住宅局建築指導課建築物事故調査・防災対策室長、経済産業省より商務・サービスグループ文化創造産業課デザイン政策室長、こども家庭庁より成育局安全対策課長にお越しをいただいております。お忙しいところ、本日は御出席いただきまして誠にありがとうございます。

では、事務局より事案の説明をお願いいたします。

○担当補佐 事務局です。

最初に資料の確認ですが、公開資料を御覧ください。

1枚目から3枚目の資料は調査委員会からの意見、意見に対する取組状況、確認事項が記載されたフォローアップシートになります。

1枚目に国土交通大臣への意見等、2枚目に経済産業大臣への意見等、3枚目にこども家庭庁長官への意見等を記載しております。

次に資料1、資料2及び別添1から別添4は国土交通省より拝受いたしました資料、資料3は経済産業省より拝受いたしました資料、資料4から資料8はこども家庭庁より拝受いたしました資料になります。

簡単に事案の経過を説明させていただきます。

本事案ですが、住宅の窓及びベランダから子供が転落して死亡する事故が発生し続けて

いることから、2023年6月29日の調査委員会において事故等原因調査を行う事項として選定いたしました。

調査委員会では、事故情報及び実態等の調査を行い、再発防止のため2025年6月24日に国土交通大臣、経済産業大臣及びこども家庭庁長官へ意見具申をいたしました。

本日は、調査委員会からの意見に対する取組状況、確認事項について意見先各省庁から御意見をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中川委員長 それでは、まず国土交通省の御担当者様より、意見に対する御省の取組状況の御説明をどうぞよろしくお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省住宅局建築指導課の福井と申します。よろしくお願いいたします。

国土交通省関連では2点、大きく意見をいただいております。まずガイドラインの普及、この子供転落を防ぐためのガイドラインの普及をしてください。それから、その支援策の措置を講じるといったような意見をいただいているところでございます。

まず、私のほうからガイドラインの普及の取組状況について御説明させていただきます。

1 ページ目のエクセルの表の真ん中の取組状況のところを御覧いただければと思います。

6月に意見を消費者安全調査委員会からいただきまして、それを受けまして7月に「住宅の窓及びベランダの子どもの転落事故への対応について」ということで、都道府県の建築担当部局、それから住宅建築関係団体のほうに通知を出させていただいております。それによって、具体的な通知はこの資料という資料1、2、それから別添の中にそのままつけさせていただいておりますけれども、ガイドラインの周知をそれぞれ依頼しているところでございます。

この通知を受けましてどういった対応が取られたのかといったようなところを最近フォローアップしましたところ、まず地方公共団体さんにおいては、例えば冊子を作ってガイドラインの普及ですとか、消費者庁さんで分かりやすい動画を作っておりますので、そういったものを活用して地域に普及されましたといったようなところをアンケート結果として伺っております。

それから、住宅関係団体ではホームページで掲載するであるとか、また団体の会員企業への周知といったことをやっております。

そのほか、国土交通省においては大体、秋と春、8月末から9月にかけてと、それから3月のタイミングで建築物防災週間というものをやっておりますけれども、これも全都道府県の建築部局のほうにお願いして、子供の転落防止のための周知普及を行っているところでございます。これは毎年、秋と春にやりますので、今年度以降も引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、この表の一番右側の箱の中で、ガイドライン関係で幾つか御質問をいただいております。

事業者にまで普及しているのは分かって、その後、顧客に届いているのかといったような観点から、顧客へガイドラインを周知させていますか。それから、顧客にこうした工事をするよう勧めていますかといったような御質問をいただいております。

それで、我々も団体を通じて周知しているところもございますので、団体のほうに一応聞いてみたのですけれども、そこまでは追い切れていないということが結果として挙がってきています。

ただ、一方で我々のほうで独自に事業者団体さんのホームページ等を調べたところ、例えばマンションのパンフレットの中で子供転落の措置をしている住宅ですよといったことをPRされて販売されているとか、そういった取組もなされておりましたし、リフォーム等を実施されているハウスメーカーさんの広報誌の中でそういった子供転落を防ぎましょうといった周知をされたりとか、それから建具メーカーさんもホームページで転落を防ぐためにはこんな工夫が必要ですよといったような周知をなされているので、そういった形で各事業者さんのほうで取組を進められているのではないかと認識してございます。

ガイドラインについては、以上になります。

○国土交通省 引き続きまして、住宅局のマンション・賃貸住宅担当をしている参事官の杉田と申します。私のほうからは、支援措置に関する取組状況について御説明をさせていただきます。

1 ページ目の真ん中の取組状況の4つ目の○ですけれども、子供が窓やベランダから転落する危険の対策をした住宅の新築・改修に対する支援のため、子育て支援型共同住宅推進事業を引き続き実施しているところでございます。この事業は、転落防止措置を含めて子育てしやすい環境を整備するために住宅に対する改修などについての支援を行っている事業でございます。

この取組に対しまして、事前に委員の皆様からいただいております確認事項につきまして御回答させていただきます。

1 ページの一番右のところに、子育て支援型共同住宅推進事業関連ということで幾つか質問いただいているところでございます。

まず上から1個目、2個目ですが、この事業における受給者数、また、増加をしているかという御質問についての回答でございます。

まずこの事業ですけれども、令和3年度の補正予算から実施しており、年度単位で見ましても、補助戸数は年々増加してきている状況となっております。令和8年3月末時点の件数で申し上げますと、累計で約2,700戸の補助をしているといったような状況でございます。

それから、その次のポツですが、理想的には受給者数をどのくらいに設定するか、目標を持つべきかという御質問でございます。

この補助事業は、現状、多くの子育て世帯の方々が賃貸住宅に居住されている一方で、市場を見てみますと、そうした子育てに対応した賃貸住宅はまだまだ少ないといったような状況がございましたので、そういう子育てがしやすい住宅の供給がされるような市場の環境整備を行う。このような目的の下で、補助対象や要件の制度設計をしてきたものでございます。

こうした市場を誘導していくというような目的の施策であることから、具体的な戸数の目標は設定しておりませんけれども、いずれにいたしましても、そうした賃貸住宅の整備をこれまでもされていない事業者も多数いらっしゃると思いますので、まずはこの事業を通じて

事業者の行動変容を促していく、そのような考えで臨んでいきたいと思っております。

最後に、この事業の支給要件に関するお尋ねでございまして、様々要件をつけているけれども、その要件が厳し過ぎるのではないかという御指摘がございました。

補助の対象や要件などの制度設計の背景につきましては、今、申し上げたとおりですが、まずは、その整備が遅れている賃貸住宅を中心に、生活の拠点になっている住戸を対象として制度設計を行っているという思想でございまして。

その上で、補助戸数につきましては冒頭申し上げましたように年々増加してきており、本事業は着実に活用されているということでございまして、現時点において要件が厳し過ぎるものとは考えていないところでございまして。

以上でございまして。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省の御担当者様より、意見に対する取組をお願いいたします。

○経済産業省 窓及びベランダからの転落防止のための製品の研究・開発、これを促すような取組というところで御意見をいただいております。

特定非営利法人キッズデザイン協議会に対しまして、新たな転落防止対策製品の研究・開発が促進されますよう取り組まれることの働きかけをいたしました。キッズデザイン協議会は子供ですとか、子供を産み育てやすい生活環境の実現を目指すデザインでございまして、キッズデザインの普及推進に取り組んでございまして、平成19年には表彰制度を創設し、キッズデザイン賞ですとか調査研究事業を行っているところでございまして。

こういった調査研究事業の中では、子供の遊び行為におきます自由な振る舞いといったものの調査を行いまして体系化しまして、子供の不慮の事故を防ぐための研究というものを行ってきている協議会でございまして。

このキッズデザイン協議会事務局に対しましては、研究会等の立ち上げについて具体的に促しているというところでございまして、協議会事務局におきましては活動の趣旨に合いそうな既存の研究会で取り組めないかというところを引き続き模索しているという状況でございまして。

確認事項でいただいております部分でございまして、協議会全体といたしましてはどのように現在どのような研究会で扱うかというところを議論してございまして、個別の企業の中におきましては既に取り組んでいらっしゃるというところがございまして、御指摘の錠前が外せるような製品開発ですとか、共用部についてというところにつきましては課題を認識し、取り組まれていると伺っております。

また、製品開発関連で幾つか具体例をいただいておりますけれども、このように子供にとっての安全を確保するような製品というものの開発は鋭意取り組んでいるところでございまして。

一方で、最終的にそれが使われるかどうかにつきましては、やはり住宅メーカー、建材メーカーとの調整の中で決まってくるというところでございまして、そういったところが各個社の企業の中では取り組まれているように聞いております。

以上でございまして。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、こども家庭庁の御担当者様より、意見に対する取組状況の御説明をお願いいたします。

○こども家庭庁　こども家庭庁安全対策課でございます。

資料の33ページを御覧ください。

こども家庭庁に対し、子供が窓及びベランダから転落するプロセス及び転落事故防止方法について、保護者等に対する周知啓発の施策を講ずることという御意見をいただいております。その対応状況について御報告します。

こども家庭庁の公式SNS等で、継続的に広報啓発しております。例えば、暖かくなって窓を開けるようになる時期、今の4月、5月を捉えて、令和8年4月にXとInstagram、5月にはXとnoteにおいて転落事故防止の啓発を行っております。

また、政府広報室と連携して、ベランダや窓からの転落事故の防止に関する啓発動画を令和7年7月に作成し、政府やこども家庭庁のホームページにアップをするとともに、令和7年8月のこども霞が関見学デーにおいて霞が関ビルのロビーのフロアで放映するなどしております。

また、こうした広報啓発に際しては、こども家庭庁で作成している転落事故を含めたこどもの発達の目安に応じて起こりやすい事故を種類ごとにまとめた「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」や消費者庁様が作成された転落事故防止のためのチェックリストを踏まえて、補助錠やストッパーを設置すること、雨戸の近くやベランダに足場となるものを置かないこと、それからベランダの室外機を手すりから60センチ以上離すことの3点についてしっかりと伝えるようにしております。

また、必要な保護者に情報がしっかり届くようにするために、令和7年12月、母子健康手帳情報支援サイトに子供が窓やベランダから転落するプロセスや転落事故防止方法に関する情報を追加するとともに、先ほどのチェックリストのリンクを貼るなどの見直しを行っております。

また、今年の4月には都道府県、市町村の母子保健主管課等に対して、こども家庭庁で作成した先ほどのハンドブック、消費者庁のチェックリストの周知を行い、これらの資料を活用して乳児家庭全戸訪問事業、母子健康手帳の交付時、それから乳幼児健診といった母子保健事業において、こうした資料を子供の保護者に対して周知するように依頼をしています。また、建築関係の雑誌にもこどもの事故防止に関する寄稿するなどしているところでございます。

こども家庭庁からは以上でございます。

○中川委員長　ありがとうございました。

それでは、委員より御質問、御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、菅谷委員、お願いします。

○菅谷委員　いろいろ対策を取っていただきまして、しかもガイドラインなどかなり細かく踏み込んでいただきましてありがとうございます。

それを踏まえた上で2点ほどコメントさせていただきたいのですが、まず1つ目はガイドラインの中で主に手すりの問題ですけれども、足がかりの寸法、手すり子だつたり隙間の寸法というものがございます。それで、今回の調査意見が出た後、ガイドラインが出た

後の事故等を見ていると、この寸法を守っているだけでは対処できていないという可能性が高いと感じております。そうしますと、鍵の問題であったり、例えば手すりの上のところでこうすると効果的という記載がございますけれども、そういったガイドラインより上のレベルを狙っていただかないと実効性が上がっていかないのではないかとことを危惧しております。

ガイドラインで終わりではなくて、例えば優良事案であったりとか、優良な製品ですね。そういったものを広報するなどして、できるだけ上のほうのレベルに引き上げていくということも併せてやっていただけるとありがたいと思います。1点目は以上です。

もう一点は、こども家庭庁さんのほうで保護者に向けたいろいろな啓発活動を継続していただいているということで、これは非常にありがたいことなのですが、我々が保護者等とつけたところに一つ思いがございまして、恐らく事故というのはおじいちゃん、おばあちゃんの家でも結構起きているというような感覚がございます。ですので、保護者の世代のみならず、その上の祖父母の世代に向けた広報もできるだけ意識していただけるとありがたいと考えております。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

今の点については、何か各省庁からありますか。

国土交通省さんからお願いします。

○国土交通省 御意見ありがとうございます。

今、そのガイドラインについて足がかり、手すりの寸法だけでは最近の事故は防げなかったのではないかと御意見をいただいておりますので、これを実際に作っているのはつくばのほうの国土技術政策総合研究所さんになりますので、そちらの研究所さんとも情報を連携して、どのような形で修正していくのが適切なのかは今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、こども家庭庁さん。

○こども家庭庁 こども家庭庁でございます。

コメントありがとうございます。今、御指摘いただきました祖父母世代に対する広報啓発についても、御意見を踏まえてしっかりと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○中川委員長 菅谷委員、よろしいでしょうか。

○菅谷委員 ありがとうございます。

○中川委員長 では、次に水流委員、お願いいたします。

○水流委員 ありがとうございます。水流です。

様々な対策を取っていただき、ありがとうございます。一定期間の成長の子供に関係している世帯というか、その子供たちが行くことがある世帯に対して、先ほど菅谷委員も言われたように、おじいちゃん、おばあちゃんのところというのが非常に危険だなということは感じております。

それとともに、こども家庭庁さんのほうからは母子保健の中で家庭訪問というものが小さい頃にあるわけですが、そのときに指導をきちんとしていただくということですが、家の中に入れるチャンスというのはそのときしかないので、通知を受けたということでそういうことを知っていらっしゃる保健師さんたち、あるいは保健師さん以外の訪問者ですね。その方々が必ずすることという形で家のチェックを、この子供にとって危険がないかということを親御さんと一緒にしていただくというようなプログラムを必ず入れていただけると、かなり強く保護者の方、それから保護者の方がおじいちゃん、おばあちゃんのところに行くときとか、お友達のところに行ったときとか、そういったときの注意点も含めて、一度対面で個別に指導するということが必要だと思うのですが、その辺りの徹底したやり方、あるいは必ずこれをするということ、こういう辺りまでは今、取り組んでおられるか、取り組もうとされているか、教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○中川委員長 では、こども家庭庁さん、よろしくお願いします。

○こども家庭庁 御質問ありがとうございます。

今、私どもでは、先ほど御説明しましたとおり、今年の4月に都道府県、市町村に対し、住宅からの転落事故防止の対応について周知をお願いしております。その中で特に各家庭を訪問する機会は家庭内の環境を踏まえて助言ができる機会であることを踏まえまして、転落事故はもとよりほかの事故の防止と合わせてしっかりと情報提供をいただきたいということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○水流委員 ありがとうございます。

それであれば、せっかくこども家庭庁さんのほうでも母子健康手帳のようなウェブサイトにもいろいろと載せてくださったりしているので、標準的な行為と、訪問した方がやるべき行為というものを、一つタイプを決めていただいて、それをやっていただくというところまで多分作り上げたほうが、家庭訪問する方もやりやすいと思いますので、どうかその辺りの標準化をお願いしたいと思います。

○中川委員長 よろしいですかね。ここで答えにくいことがあるかもしれませんが、どのようなお考えを今お持ちでしょうか。

○こども家庭庁 全戸訪問事業は様々な目的がございまして、そういった中でできることを整理しているところです。その中で、現状、私どもからは、こういった機会を捉えて事故防止についてもしっかりとやっていただきたいということをお願いしております。今いただきました御意見につきましては、母子保健を担当している部署にしっかりと伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○水流委員 ありがとうございました。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

では、宗林委員、お願いします。

○宗林委員 宗林です。

各省では対応を様々にしていただきましてどうもありがとうございました。

私は、国土交通省さんに対して2点ほどお話をしたいと思います。

1点は、こども家庭庁さんもそうなのですが、自治体とかいろいろなところに周知をしているんだけど、個別のお宅、自治体から個々人にどうやって伝えるのかというのはすごく大変だと思うのです。それで、一戸建てのおうちからでももちろん落ちていらっしゃる方がたくさんいることはいるのですが、特にベランダということになるとマンションというようなことで、ぜひとも国土交通省さんのほうからは管理組合とか、そういったところでの総会でこういったものをする、それ以外でもいいのですが、回覧板という形で回ってくるものにこれを入れていただくと個別のお宅に伝わりやすいんですね。これはいろいろなことの経験から、コンビニに貼ろうとか、個別に伝えるにはどうしたらいいかということを考えていた時期もありまして、特にマンションの場合は管理組合の総会とか、そういった話し合う場というものが必ずありますので、個々に伝わるようにぜひともそのルートを確保していただきたいと思います。

個宅の場合も、回覧板というものがもし自治会であれば、実は自治会止まりだと駄目なんでしょうね。そこから個別に、何が来たかなと見るところまで伝わるようにお願いをしたいと思います。それが1点です。

それからもう一つ、国土交通省さんに、この子育て支援型共同住宅推進事業ですが、今、順調に伸びているというお話はいただきましたが、私は2,700という数字は極めて実は少ないのではないかと考えています。もっとたくさん、どんどん使えるようになるには、予算がないのか、そういうふうな賃貸でという条件がやはり厳しいのか、分かりませんが、どのくらい内容がいいのか。子供にとっていいのかというところが、ちょっと私は細かく分かっていない部分もありますけれども、これをぜひ推進していただけるように、もう1桁違ってもいいんじゃないかなと思うくらいなのでお願いしたいと思います。

以上です。

○中川委員長 では、国土交通省から何か御返答はありますか。

○国土交通省 では、前段のほうで周知のやり方についてということで御意見ありがとうございます。

国土交通省として昨年6月に意見をいただいたのは、書いていただいているように、住宅を供給する事業者等ということでしたので、まずは住宅、それから建築関係の団体さんを経由して、事業者さんにきちんと伝わるようにといったような形で周知をさせていただいてございます。

それで、国土交通省は我々建築部局を所管していますが、建築部局から各自治会の回覧板にまでというのはなかなか難しいところがありますので、その周知をどこまで個々人というのは今後検討していきながら、また消費者さんに直接訴えかけるという意味では消費者庁さんとも御相談させていただきながら進めていければと思います。ありがとうございます。

○中川委員長 支援要件のほうはいかがですか。

○国土交通省 どうもありがとうございます。

子育て支援型共同住宅推進事業をより活用していくべきではないかという、非常にあり

がたい御意見をいただきましてありがとうございます。

私ども、まさにそれを目指して進めているところでございまして、市場にある賃貸住宅の戸数から比べると、今の2,700戸という数字がまだまだ十分ではないというところは我々も認識してございます。賃貸の事業者さんからいたしますと、事業投資をしていく中で子育て支援型の改修だとか、設備を取り付けること自体、コストがかかるというところもあって、なかなかまだ浸透していないというところがある中で、まずは一件でもいいからやってみましょうということで、その呼び水としてこの事業も活用いただいて、そういう子育て支援型の賃貸住宅を建てることによって、非常にそれは需要があるんだということを実感していただきながら、市場の中で自ら取り組んでそういうものがより建っていくようにするというところを目指していきたいと思っておりますので、そのためにも戸数を増やしていくということは重要かと思っております。

それで、この支援事業につきましても我々の周知がしっかりまだ浸透していなかったこともございまして、当初、件数は少なかったものが、最近毎年1,000件規模で増えてきてございますし、また今年度も既にいろいろ事業募集の反応がきているところもございまして、さらに事業が拡大していくのではないかと考えているところもございまして。

引き続き、こういった支援事業も使いながら、周知も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○宗林委員 前段の前半のほうの周知のことですけれども、こども家庭庁さんのほうにも自治体を通じてという言葉がありましたので、回覧板という言葉を使わせていただいたのですが、大きなマンションとかになりますと管理組合も事業者関連の管理者などがそこをまとめているケースも多く見られまして、大型改修工事の積立てだとか、いろいろなことも入ってきますので、結構事業者からもつながりがあるかなと思ひまして、国土交通省さんにもそのルートがあるのではないかとってお話をしました。

いずれにせよ、こども家庭庁さんも含めまして個別のお宅に届けるというようなことをぜひともやっていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○中川委員長 どうぞお願いします。

○国土交通省 その点は補足で私のほうからも述べさせていただきますと、まさしくマンションの管理組合と日頃接している方々という意味におきましては、そのマンションの管理業者、それからマンション管理士という専門職の方もいらっしゃるし、あとは管理組合を直接サポートしているNPOの方とか、いろいろな接点を我々のほうでも持っているところはございます。

必ずしもリフォームとか改修工事をやっている事業者側からだけではなく、より管理組合に近いところで御支援されている業者を我々のほうでも幾つか想定できるものはありますので、そこと連携をしながらこういった形でそういった方々を通じて管理組合にお話ができるかどうか、考えたいと思います。

○宗林委員 ありがとうございます。

○中川委員長 では、お願いします。

○国土交通省 先ほどお答えが漏れておりましたけれども、住宅建築関係団体に周知して

いる中で、マンションの管理業者さんの団体さんにも周知を行っていますので、管理業者さんを通じてその管理組合さんにもある程度、届いているのではないかと考えております。引き続きそういった取組は進めさせていただきます。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 ありがとうございます。

特にガイドラインに関して国土交通省様に対してなのですけれども、ガイドラインに対しては幾つか改善点はあるものの、かなりよいものがあって、我々の調査報告などでもガイドラインの使用に基づけばかなり転落事故は防げていた、あるいは環境改善というところで非常に重要なポイントだと思っています。

そういった中で普及という意味で、私は宗林委員にさらに上乘せということで、やはりこの普及を目指す上で支援事業のところは非常に重要なポイントで、これから拡大というところもあるのですが、その対象者としてやはり賃貸のみではなくて分譲の新築であるとか、一戸建てであるとか、子供自身は住む場所を選べるわけではないので、そういった意味では対象の拡大といったところもやはり念頭に入れていただければと考えております。その辺りはいかがでしょうか。

○国土交通省 どうもありがとうございます。

支援事業の対象ですが、まず現状、分譲マンションですと改修、それから賃貸住宅ですと新築、改修を対象にしている事業となっておりまして、よりそれを広げていくという意味におきましては分譲の新築ですとか戸建ても重要ではないかという貴重な御意見をいただいたと考えております。ありがとうございます。

まず、この事業の考え方といたしまして、どこを優先的にやっていくかというところで、なかなかその整備が進んでこなかったのが賃貸住宅の分野である。特に戸建てとか分譲マンションですと自らの所有物になりますので、自分の住居環境に応じて必要な投資をその居住者の方がされるというところがありますけれども、賃貸ですと基本的に賃貸住宅を整備されるのがオーナーになりますので、なかなかそのところの事業投資の判断がしづらいというようなこともあったかと思ひまして、まずは賃貸住宅中心にということで取組をさせていただいてきたところでございます。

データで見ても、分譲マンションとか戸建てのほうが賃貸に比べると様々な子育て支援型の設備であったり、対応がされているというようなところもありましたので、賃貸を中心に考えてきているところでございますけれども、この事業の浸透状況なども踏まえまして、対象の要件については引き続きいろいろと検討していきたいと考えております。

○宮崎委員 賃貸とオーナー様のところでの判断の難しさというか、一步引くようなところがあったりもするかとは思ひので、そういった意味でやはり個人の分譲、分譲も含めて、そういったところから普及するものもあるのではないかと。そういった意味で、できれば対象を広げていただければと改めて思ひます。

○中川委員長 では、郷野委員、お願いします。

○郷野委員 様々にお取組いただいていることに感謝申し上げます。こうした取組を止めることなく続けていくことが、将来的な効果につながると考えております。

その上で、2点ほど意見を申し上げたいと思っております。

まず、国土交通省様へですが、ガイドライン等の周知啓発について、これまでの委員の皆様からも御発言がありましたように、実際に住民に届いているのかどうかということが重要だと思います。先ほど御回答もいただいたところではございますが、回覧板やマンションであれば入居者ポータルサイトなど、あとは今、宗林委員のほうからお話がありましたけれども、5月、6月は総会シーズンでもございますので、そういうところを活用していただいて好事例を共有しながら、いかに住民に情報を届けるかということを引き続き御検討いただければと思います。

2点目はこども家庭庁様へですが、周知啓発につきましてはガイドラインの次のステップとして祖父母等を含めた保護者の方に届くことが重要だと思います。自分事として捉えられるように、例えば運転免許の更新時のように、健診のときなどに事故防止の啓発動画を見ていただく、待合いの時間に流しておくなど、必ず子育て中の保護者の方の目に留まる、そういうことを子育てのプログラムの中に組み込んでいただくことを検討していただけないかと感じました。

様々、周知啓発されているところですが、子供の転落事故がなかなか少なくなるということを鑑みますと、次のステップも考えなければいけないと思いますので、引き続き保護者に確実に届くチャンネルというものを検討して、お取組を進めていただければと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

特に何か反応いただくことはよろしいですか。

○郷野委員 大丈夫です。

○中川委員長 ほかは。

水流委員、お願いいたします。

○水流委員 ありがとうございます。水流です。

この案件につきましては、この委員会でもまず第一次報告書を出すということをして、様々な活動を開始する。その上で、いろいろな指数、指標を見ながら第二次報告書のほうに踏み込まなければいけないかというようなレベルの案件になっています。

日本という国が子供を守っていく姿勢があるのかどうかということについて考えさせられた案件でしたので、これはずっと継続していかないといけないものだと思います。本当にこの3つの省庁さんは非常に重要な位置にいらっしやいまして、今、続けていらっしやる活動をぜひ助成金も含めて続けていただきたいと思います。

それで、助成金につきましては、もともと住んでいる家の安全性が非常に重要になってくる。そこに対してできないときにはツール、道具でもって経済産業省さんに開発していただく。そして、保護者の方々に周知していただくこども家庭庁さんというような3つの組合せになっておりますが、まず大きな家の部分につきまして、これはマンション等での長期修繕計画とかが10年、15年ごとにあります。ということは、そのときがやはり改修のチャンスにもなってきますので、この助成金をずっと継続していただくという可能性、拡大していただくこともありますが、とにかく継続していただくということが重要になって

きます。

その辺り、国土交通省さんのほうでこの助成金の継続性について確認させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国土交通省 どうもありがとうございます。

この子育て支援型共同住宅推進事業は令和3年度の補正予算からスタートした事業でございまして、事業としては令和8年度までということでは一回区切りがございすけれども、当然継続をしていくべき事業と我々も考えてございます。しっかりと新築、改修に対する取組を続けていくということを我々も考えてございますので、今後の予算の確保も含めて頑張ってまいりたいと考えております。

○水流委員 ありがとうございます。

そうなりますと、やはり長期修繕計画がかなり間近になってきたというようなマンションの管理組合に対しては、必ずこういった情報があるということを周知するというような形で組合に働きかけるような管理士さんですか。そういったような事業者さんといったような形で、やはりポイント、ポイントがあると思いますので、人々が行動を起こす可能性がある時期に対して投げかけていくという形で網をかけていくというやり方も取っていたらと思います。

ありがとうございました。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

では、私から経済産業省さんにお尋ねですけれども、新製品の開発というのはいつぐらいにできそうか、それともなかなか難しそうか、その感触を伺いたいと思います。

○経済産業省 個別にということではございませんけれども、キッズデザイン賞で毎年表彰してございますが、実は様々なチャレンジ、いろいろなアイデアで子供の安全性を確保するための取組というのは進められておりまして、転落防止そのものというところについて今、手元に資料を持っているわけではございませんけれども、企業としては安全性を高めるための取組にチャレンジは常に行われていると認識してございます。

そういった新しいアイデアの製品、商品というものが毎年のように出てきているというところでございますけれども、それを実際に採用いただくかどうかというところは個々の事情によっているというような状況でございまして、そうした製品開発事業者といたしましては、そこにニーズがある限り新しい製品の開発、提供というものには取り組んでいるというふうに認識してございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

多くの委員から御指摘がありましたように、この問題は本当に継続的に起きている問題で、全然減らないんです。それで、我々は3つの柱を立てました。

1つが、とにかく子供は転落するということを広く知っていただく。これが最初の出発点なのですが、やはり意外に知られていないですね。その周知をしていただく方法として、こども家庭庁さんは基本的には若い親御さんに、そして先ほど祖父母もという話もありましたが、それから今度は事業者の側からもというので国土交通省さんからと、経済産業省さんは新製品を買っていただくためにはそれどこかに周知しなければいけないと思います。このように、事業者側からのルートと、住人の側のルートとでとにかく知らせてほ

しい。危機感を持っていただきたいということをまず第1の柱といたしました。

その危機感がないことには支援金といいますか、支援事業を使おうという気にもならないので、周知が第一歩でありまして、そこについて今後どれだけ誰に伝わっているかが分かる指標作りのようなものがないものかなと思います。危機感の共有がないことには、あとは支援事業や新製品をお知らせしても意味がない。事業者からお客さんにいって、お客さんのほうからも事業者にと、その辺りで子供転落に関する対策はどんなものがあるのか、どうすればいいのか。そういったやり取りが恒常的になれば非常に事態が変わってくると思うのですが、そののところに持っていくためにそれぞれの省庁さんに何をさせていただくのがいいのかというのが我々の悩ましいところなんです。むしろ皆さんのほうが様々な事情をよくお分かりだと思いますので、先ほど管理組合という話もありましたが、そこをもう一步工夫できないものか。

それから、全戸訪問事業について手順を決めて、その場で指示をしていただく。注意喚起していただくというアイデアもありましたが、もう一步、訴求する相手を広げていく。そして、実際に知っていただく。その辺りはもう一步こういう工夫をしてみたということが、また次のフォローアップに向けていただければ非常にありがたいのではないかと。それは、どの委員もおっしゃっていたように思います。

それから、新製品については先ほどおっしゃっていただいたように希望はある。非常に難し過ぎて無理ということはないということを伺いました。

新製品ができればそれで事故を防いでいく。さらには建物自体の構造ということで今は賃貸中心ですが、補助金を出して構造面を見直していくということをお願いしているわけなのですが、今のお話だとやはりもっと広げられないかとやはり思います。今、賃貸からやるんだという御説明でしたけれども、分譲も含めてもう少し広げるのはなお難しい感じでしょうか。

○国土交通省 ちょうど来年度以降、予算要求をどうしていくかという議論も、今、並行してやっているところがございますし、その過程の中でどのくらいこの事業の効果があつたかという検証もしながら、そのターゲットを決めていくということになろうかと思います。

今の時点で、対象を広げられるかどうかというところの確定的なことは申し上げられないのですが、そういったような検証が必要だと思っておりますので、その結果を踏まえながらしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○中川委員長 分かりました。賃貸の現在の戸数についても、それから分譲までもっと広げるべきだという御意見がありましたけれども、今日これは各委員共通の意見だと思えます。ここでお伝えをしたいと思いますのでよろしく御検討ください。

ほかはよろしいでしょうか。大丈夫でしょうかね。

それでは、本日のヒアリングは以上としたいと思います。先ほど私は簡単にまとめましたが、後日、文章でこのようにしてほしいということをお伝えしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。また引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

- 「パーソナルトレーニングにおける事故」の報告書案等について、事務局から説明があり、これを決定して同日公表することとなった。
- 「車椅子使用者を自動車で送迎中の事故」の経過報告案等について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案3件について検討し、調査委員会では次のとおり決定した。
 - ・調査等を行わない 3件

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室